

# 整骨院・接骨院（柔道整復師による施術）の健康保険適用について

健康保険が適用されるのは、

私用時に起きた急性の外傷（下記の5種類）のみです！



・ 打撲、捻挫、肉離れ



・ 骨折、脱臼  
(緊急時以外は医師の同意が必要)



- ・ **ほかの負傷原因で施術を受けることは不正な施術**です。
- ・ 保険適用の施術を行った場合、**施術内容の照会**をさせていただきます。



正しく施術を受けるために・・・



## ① 負傷原因を具体的に伝える

- ・ いつ、どこで、どのようにけがをしたのか、必ず伝えてください。
- ・ 交通事故や通勤中のケガによる施術は、施術前の連絡が必須です。(詳細は裏ページ)



## ② 施術を受ける



## ③ 療養費支給申請書を確認して署名する

- ・ 申請書には、負傷原因や施術回数、支払い額が記載されています。誤りがないかきちんと確認してから署名してください。



## ④ 領収書を必ずもらう

- ・ 施術内容の照会に使用することがあります。申請書同様、支払額等に誤りがないか確認してください。

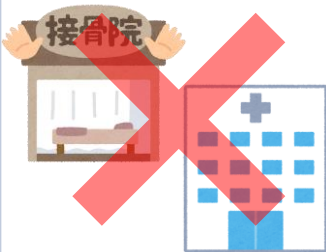
# 注意！



## ・交通事故や勤務中での施術は連絡、届出を！

交通事故等、他人の行為によって生じたケガは、施術前にご加入の健康保険組合に連絡してください。

勤務中や通勤途中に生じたケガは、施術前に労働基準監督署に連絡してください。



## ・医療機関との重複受診はできない

同じ負傷部位について、同時期に柔道整復師の施術と医師の診断を重複してかかることはできません。

※負傷の状態を確認するためであれば、医師の検査を受けることは可能です。



## ・施術が長引くときは、医師の診断を受ける

柔道整復師の施術を受けても、なかなか症状が改善しない場合は、内科的要因の可能性があります。長引く症状の場合は、医師の診断を受けましょう。



下記の慢性的な疾患と診断され、医師の同意があれば、はり・きゅう、マッサージの保険適用での施術が可能です！



- ・神経痛
- ・五十肩
- ・リウマチ
- ・腰痛症
- ・頸腕症候群
- ・頸椎捻挫後遺症

はり・きゅうの  
保険適用可



- ・筋麻痺
- ・関節拘縮

マッサージの  
保険適用可

